

静岡地方裁判所委員会議事概要

(静岡地方裁判所委員会事務局)

平成20年7月8日(火)午後3時から静岡地方裁判所において開催された第10回静岡地方裁判所委員会における議事の概要は、次のとおりです。

出席した委員

相原惇一, 海野要三, 大石司朗, 大多和暁, 勝山啓子, 加藤清隆, 桑原勝義,
後藤正治, 桜井典子, 島田健一, 園尾隆司, 藤原通孝(五十音順, 敬称略)

議事

1 新委員自己紹介

横田希代子委員の異動に伴い委員となった島田健一委員から自己紹介

2 検察審査会について

(1) 検察審査会制度の概要及び検察審査会法の改正の要点について, 静岡検察審査会事務局長横田廣実から説明の上, 質疑

(質疑の概要: いずれも検察審査会事務局長回答)

○ 総件数は。

平成19年は管内合計で69件申立があり, 130件処理したが, 結果は, 起訴相当1件, 不起訴不相当3件, 不起訴相当96件, その他(審査打ち切り, 却下等)30件であった。このうち, 静岡検察審査会では, 32件申立があり, 89件処理したが, 起訴相当1件, 不起訴不相当2件, 不起訴相当62件, その他24件であった。

○ 会議は1か月何回くらい開くのか。

平成19年は年間で20回会議を開いた。

○ 記録も分厚いと思うが, どう理解しているのか。

借りた記録の写しを取り, 解説を作ったりしている。また, 時系列に並べたり, ホワイトボードを使ったり, 自動車や人の位置関係を図面上に表してわかりやすくしたりする。

○ 申立, 告発, 不服にあたって, 申立書なり, 理由書なりを配るのか。

申立書の書式は備え付けてあり, 配付している。

○ 11人の審査員のなかでリーダーシップを取る方を決めるのか。

任期ごとに審査会長と副会長を決める。

○ 検察官は, 資料は提出するとして, 中には加わらないのか。

そのとおり。

○ 1件あたり何回を目処にしているのか。

9:30~15:30の会議で1回1件くらいである。

(2) 検察審査員経験者の経験談

A氏 平成19年4月から9月まで検察審査員をしていた。半年間で起訴相当1件, 不起訴不当3件だったと記憶している。起訴相当の案件は病院での死亡事故で家

族が申し立てたものだった。150ページくらいのコピーを読み2日にわたって議論した。もっとざっくばらんな雰囲気イメージしていたが、おのおの読んで意見交換し、真剣に取り組んでいるという印象がある。起訴相当の議決については静岡新聞に記事になったのを覚えている。しかし、その後どういう結果になったのかは分からない。

一方で、刑務所で服役されている方が刑務所の中で職員に誤ってコップを落として割られてしまったという内容の申立書を30～50ページ読まされたりしたこともある。

今回の法改正で起訴相当の議決に拘束力を持たせたのはいいことだと思う。1回不起訴相当と議決した案件について、再度申立てをしてもらうことが2、3回あったが、起訴相当の議決とは逆に、不起訴相当の議決があったものについてはもう訴えることをしない制度もあってもいいかなと思った。

選ばれた経緯について、各段階でくじの都度ながきが来るが、当たるわけがないと思って無視していたら、選ばれましたという通知が来たことを覚えている。裁判員制度はみな言葉くらいは知っているが、検察審査会は残念ながら大半の人が知らない世界だと思う。一般市民のためにもPRが必要だと思う。

(質疑)

- 150ページの資料を理解できるのか。
分からないものも沢山ある。事務局長さんが会議室に入ってこられるので、専門用語を聞いたり、教えてくれたりする。
- その資料が唯一の材料なのか。
そのとおり。日当をもらっているので一生懸命読んだ。
- 事件によって変わってくるのか。
病院の件や交通事故は理解できるが、不動産取引は知識がないので、法律の条文を事務局が抜粋してくれて、付属に付けてくれたり、質問をすると資料を印刷して配ってくれたりしている。
- 事件について勉強から始めるのに不安があったり、11人のメンバーの中で、日当を受けることで責任感を感じたり、くじで選ぶというのもどうかと思ったりすることもあるかと思うが、選ばれた時の気持ちはどうだったか。
案内が来るまでは、そういう気持ちだった。いろいろやっているうちに半分おもしろいと思えてきた。全く関係のない市民が議決すること、それなりに理解して判断しなければならないことについて面白くなってきた。
- パンフレットには証人を呼んで事情を聞くなどするともあるが、実際は書面審査なのか。人を呼んだことはあるか。
参考人を呼ぶことは可能だと聞いているが、任期の半年間はそこまでやっていない。資料だけで話し合い、理解しながらやっていた。事務局からは参考人を呼びましょうかという言葉もあったが、構わないとして呼んでいない。私よりちょっと前の任期の方は、現場に道の出っ張りを見に行ったと聞いた。ケースバイケースだと思う。
- 自分の仕事と関係ない話で1日仕事をしたあと、仕事に差し支えはなかったか。

仕事との兼ね合いについては、検察審査員と補充員で22人いるが、最低1人いればいいので、5人くらい欠席だったこともある。私も仕事の関係で1回休んでいる。ずっと続けて来るのは難しい。

○ 150ページの資料の事件を何日でやったのか。

2週間に1回で、合計2回やった。1日弱掛けて読んで1時間議論したが、議決できるほどまで行かなかったので2週間後にまたやった。

○ 資料を持ち出せないのか。

持ち出しはしない。メモも何もなしである。読み切れなかったという方もいた。持ち越すとストレスがたまる方もいる。

B氏 平成17年5月から10月まで務めた。親戚、友人、近所とも裁判所に勤めている人はいないし、ドラマや映画の中でしか知らなかった。裁判所の建物がここにあることは知っていたが、興味を持たなかったし、検察審査会も知らなかった。

裁判所からはがきが来て、母親も自分も知らなかったのでほっておいたら、5月23日に必ず来てくれという通知が来て、「強制なのか、外れくじだな」と思いながら来た。いろいろやったが、後半3か月は会長になった。会長は記録を読んであらましをしゃべるのだが、漢字が分からなかったりするので早めに来て資料をもらい事務局長と話をした。

検察審査員をしてみて良かったと思う。いろいろなことが分かったし、資料を読んでいて内容に引き込まれるので、興味を持って読めた。普通の交通事故もあれば、暴力団員の受刑者が刑務所で下痢をしたのは下剤を盛られたからだと訴えるようなものまであった。

仕事関係や友人で検察審査会の制度を知っている者はほとんどいない。左官業なので休みは自由にできるけれども、現場に行くと仕事をしないと給料が入らない。3年前はまだ仕事がゆっくりしていて1、2日ずらせたが、今はきちきちで大きな会社から指名で来てしまうので出にくい。周りではこういうものだと説明しても出ないよという人が多い。ためになったし、行った方がいいよと言っても伝わりにくいというのがネックだと思う。

(質疑)

○ 150ページの資料ということだったが、もともとの捜査記録そのものを読んだり目にした記憶はあるか。

A氏 たぶん、もともとの記録だと思う。最後に名前と判子が押されていて、これとこれにより結論はこうだというようなものだった。

B氏 調書とか、そういうものだと思う。

○ 実際の記録は数百か数千ページあるはずだ。80センチ以上で段ボール1箱では収まらない分量で、全部見ることは不可能だと思う。資料がどんと置いてあってぱらぱらめくって議論していると思っていたが、事務局で用意された資料と聞いたほうがよいか。結論、経過がどういう証拠に基づいているのかが明らかではないと、証拠の何をベースに判断しているのか全く分からなくなる。不当、相当を何をもって判断したのか、どのような資料を見たのかを直接聞くこともできない。

検審局長 原記録は提示してある。

○ 150ページというのは通常の間覚ではあり得ないと思う。医療事故なら一つの調書で40ページにはなるから、3～4人でそのくらいになってしまう。

検審局長 検察庁から提出を受けた記録のほとんどをコピーしている。事件の概要を説明し、記録のどこから読めば読みやすいかを説明している。

ちなみに、検察審査会の認知度について検察審査員に選定された方を対照に行った最高裁の調査によれば、制度の内容をだいたい知っていた、名前程度は知っていた、全く知らなかったの順に、平成10年が15.1%、2.5%、82.4%、平成15年が16.5%、2.9%、80.6%、平成19年が27.9%、4.0%、68.2%となっており、認知度はまだまだ低い状況である。

○ 厚めの記録は、9時半に会議が始まり会長が説明するとなると読むのが大変ではないかと思うが、終わるまで読んだとか、その前にマスターしたのか。

A氏 自分の時は会長が説明することはなかった。11人同じ立場で一斉に読み始め、読み終わった頃意見交換になり、ポイントポイントを話しあった。概要を2～3ページに要約したもので事務局の方が説明してくれ、資料を半日掛けて読んだ。

○ 出てきて初めて資料を見るのか。

A氏 そのとおりである。資料を持って帰ってはいけないので。

○ 会長はどう選ばれるのか。互選か。

B氏 前の3か月の方が抜ける時に立候補者がなかったなので、誰かがあなたがやってくれと言い出した。

○ 議論で意見が分かれることはあるか。

B氏 あった。人によって見方が違う。

○ 会長としてどう運営したか。

B氏 意見を出し合って、その中で方向を見つけていくようにした。意見は自由に発言していた。

A氏 最後は多数決で、紙に書いて3つの選択肢に○を付けて理由を書いたものを無記名投票し、読み上げて決めた。苦労したのは、一般市民的な考えでおかしいだろうと思うところからスタートするが、やはり刑法について若干の知識を入れられないことだった。

○ 起訴相当や不起訴不当のケースがあったか。

B氏 不起訴相当で全部行ったと思う。

○ 意見が一致していても投票しているのか。

B氏 している。

○ 議論している中で意見が変わる人もいるか。

B氏 あるけれども、それはその人の考えである。最後は投票だから。

○ 仕組みの話になるが、段ボール1箱の資料を読むのは無理だと思う。誰がどうやるかルールがないのが不思議である。いきなり出てきて1箱あったらどうしようもない。

それから、起訴相当、不起訴不当となったものについて検察審査員のメンバーにフィードバックする仕組みがあったほうがいいと思う。参加意識も高まる。

A氏 そう思う。

○ 日当はどの程度なのか。感覚としてどうか。少ないか。致し方ないか。

A氏 メンバーは審査員と補充員とで半々。審査員は無条件で1日8000円、補充員は同じ時間で不公平な感じがするが4000円であり、半分なのでおかしな感じはした。一日拘束されて4000円は安すぎて論外であり、高校生のアルバイト以下である。審査員の8000円にしても6時間として時給1300円位、大学生のアルバイトくらいである。会社員と比べても全く安いと思う。

B氏 私の頃も1日8000円だったが、安い高いを言えば安い。有給休暇扱いならいいと思うが、自分で仕事をしているのを1日空けて出るなら、もう少し上げてほしいと思う。

検審局長 政令で定められている。補充員は3930円である。

A氏 日当というと安いが、経験できることを考えるとまあいいかと思う。

○ 裁判員制度では補充員は裁判員と同額の1万円になった。

○ 補充員はその場において、意見を言うのか。

A氏 意見は言うが議決には入らない。

○ 日当は謝金なのか。3930円は最低賃金を割り込む可能性がある。

○ 労働法上の日当とは違う。あくまでもボランティアとして相応の労力時間を費やすことへの金銭的補填であり、ただ、昔の法律上の用語の「日当」を当てている。政令も「日当」と明記している。金銭補償であり最低賃金の適用はない。

○ 源泉徴収もない。雑費弁償であるから。

○ 裁判員裁判に市民の不安の声があるが、どう思うか。

A氏 裁判員制度では3～4日ぶっ通しでやると聞いているが、ポリウムを分散させられないか。また、刑法は一般市民には難しいと思う。

B氏 プロも1審、2審で違うように、人生を決めるのはおっかないことだと分かる。プロをお願いしたいという気持ちはある。

A氏 検察審査員は被疑者・被告人、申立人と接点がなく、個室でやって議決するので、恨みを買うこともない。裁判官の横に並んでいることは、自分にはちょっとできないと思う。被告人とは顔を合わせられない。

委員長 他に質問がなければ感想や指摘をお願いしたい。

○ 素人が集団で判断するという仕組みは、裁判員が裁判官が入ってするのに対し非常に面白いと思う。また、広報に問題が大きいと思う。裁判員もそのうち法廷ドラマになると思うが、検察審査員はドラマを作りにくい。

○ 資料の要約を作ると、要約を作った人の意思が反映される危惧がある。短時間で判断するのは拙速である。

○ いろいろ聞いて、どういうものかだいたい分かった。あって良い制度だということが分かった。裁判員制度はえらく不評で、全く出て行く気がないが、検察審査会には出て良いかなと思う。しかし、このパンフレットを見ても全く分からない。そもそも検察官が何をやっているのか分からないし、刑事事件をなんかどうにかするとあるが、ここにある事件は大きな事件ばかりだ。もっと細かな事件もやる、そうした易しく書いたもののほうが出やすい。

○ 検察審査会がどういう風に決めているのか分からなかった。もっとオープンにす

べきだと思う。6か月という任期は短くて良い。いろいろな人が裁判所に来ることがいいと思う。

- 大変よく分かった。あってもよい制度だという意見には同感である。裁判員制度について、被告人と顔を合わせたくないというA氏の意見は、死刑という判断もあり得るのであるから、もっともだと思う。そのあたりがクリアされていない危惧を持っている。
- パンフレットを初めて見たが、もう少しわかりやすくしてPRすべきだと思う。会議について、膨大な資料の要約や事務局の説明で先入観が入らないか危惧する。
- 弁護士25年になるが、検察審査会は1回だけ利用したことがある。これはおかしいのではないかと思ひ申立をしたら起訴相当の議決をもらった。最終的には不起訴になったが、民意が反映されることは重要であり、改正で2度目の起訴相当議決で弁護士が起訴し公判を維持する制度は、検察庁が補充捜査をすることで、どう依頼するのか、どの程度協力されるのかなど課題が多い。元検察審査員の意見にあった不起訴相当2度目制限は、無駄な事務を減らすために変えていくことも必要だと思う。起訴不当、不起訴不相当の議決があったものがその後どうなったのか回答する必要があると思う。
- 結果を知らされていないとの点について、事務局には来ていると思うが、3か月単位でメンバーが交替するということがある。難しい事件については、今度の法改正で第三者である弁護士の補助を得て審査する方法ができています。これを活用する方法もある。
- いい制度だと思う。専門的な資料をどこまで読みとれるのか不安があるが、制度はよく分かった。
- 検察審査員の経験者の貴重な経験をお聞きできた。一般の方の素朴な視点で、玄人とは違う光の当て方をされる。制度はバランス良く機能してきたと思う。制度が続いてきた中で議決した事件の処理状況を見ると起訴相当の議決数は一定している。民意を反映するという点で、長い目でみると機能を果たしていると実感できる。
- 真摯にやっておられて素晴らしいと思う。いろいろな感想、問題点をまとめられるか今後時間を掛けてやっていきたい。司法制度改革に関しアメリカ合衆国、ロス、ハワイに行って陪審を見てきたが、陪審員も嫌々やったがやってみて良かった、大変だが良かったと、同じような感想の人がおられた。

3 今後の当委員会の活動について

委員長：次回やることを決めたい。

- 裁判員制度について改めて議論したい。
- 同感である。本委員会で以前にも議論されてはいるが、まだ裁判員制度は施行されていないのだから、議論することは有益である。
- もう法律ができてやるばかりになっている。意見を言って修正される可能性もない。ところで、検察審査員の日当の話であるが、何年も直らないのは不思議である。たぶん、政令というレベルではなく、本省の課長クラスに言えば決まる話なのではないか。裁判員制度についても、細かなところの民の意見や経験者の意見を聞きっぱなしでは

何の意味もない。議論が深みにはまっても嫌だなと思う。むしろ裁判所から議論を望む事項はないのか。

- 裁判員制度の議論の深みにはまってもいいと思う。報酬は国会にかける話だからどうにもならない。裁判員制度は重大な制度だが、国民に認知されていない。中身についてほとんどの方は考えていないし、できれば考えたくない。ならば、深みにはまっても議論していいのではないか。どこかで取り上げなければならない。
- 裁判員制度には反対だが、取り上げることは構わない。
- 検察審査員経験者の話を聞いたことは良かった。マスコミから見た裁判所、マスコミの現場の話が聞ければ役に立つのではないか。
- 司法記者ということなら県警にとりまとめ役がいるので来てもらっても良いのではないか。
- デスククラスや支局長でも良い。別の視点で話が聞ける。
- 現場の記者でないほうがよいと思う。

委員長：テーマについての委員内アンケートをやらせていただきたい。次回のテーマは、要望の多かった裁判員制度を取り上げることとしたい。やりかたについては、法曹三者代表に来てもらって15分くらい説明してもらって質疑としたい。

以上